

「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気」について

対象にするもの

1. 幻覚の症状を伴う精神病

病名等		備考
統合失調症	自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。	道路交通法等において、運転免許試験の合格者に免許を与えず又は免許を保留し（注1）、免許を受けた者の免許を取り消す又は免許の効力を停止する（注2）とされている。

注1：道路交通法第90条，道路交通法施行令第33条第1号，第33条の2の3第1項

注2：同法103条，同令第38条第1項，第38条の2第1項

2. 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気

病名等		備考
てんかん	発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害をもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。	道路交通法等において、運転免許試験の合格者に免許を与えず又は免許を保留し（注1）、免許を受けた者の免許を取り消す又は免許の効力を停止する（注2）とされている。
再発性の失神	脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいう。	
無自覚性の低血糖症 （注3）		

注1：道路交通法第90条，道路交通法施行令第33条第1号，第33条の2の3第2項

注2：同法103条，同令第38条第1項，第38条の2第2項

注3：同法，同令では，人為的に血糖を調節することができるものを除外している。

3. 1・2のほか，自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気

病名等		備考
そううつ病	そう病及びうつ病を含み，自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のい	道路交通法等において、運転免許試験の合格者に免許を与えず又は免許を保留し（注1）、免許を受

<p>れかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。</p>	<p>けた者の免許を取り消す又は免許の効力を停止する（注2）とされている。</p>
<p>重度の眠気症状を呈する睡眠障害</p>	

注1：道路交通法第90条，道路交通法施行令第33条第1号，第33条の2の3第3項

注2：同法103条，同令第38条第1項，第38条の2第3項

対象にしないもの（例）

病名等	備考
<p>介護保険法第5条の2に規定する認知症</p>	<p>道路交通法等において，左の者の場合，運転免許試験の合格者に免許を与えず又は免許を保留し（注1），免許を受けた者の免許を取り消す又は免許の効力を停止する（注2）とされている。</p>
<p>脳血管疾患，アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。</p>	
<p>アルコール，麻薬，大麻，あへん又は覚せい剤の中毒者</p>	

注1：道路交通法第90条，道路交通法施行令第33条第1号

注2：同法103条，同令第38条第1項

(参考条文)

○道路交通法（昭和35年法律第105号）

第90条 公安委員会は、前条第1項の運転免許試験に合格した者（当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第1種免許又は第2種免許にあつては1年を、仮免許にあつては3月を経過していない者に限る。）に対し、免許を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許（仮免許を除く。以下この項から第12項までにおいて同じ。）を与えず、又は6月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一 次に掲げる病気にかかっている者

イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの

ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

一の二 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症（第103条第1項第1号の2において単に「認知症」という。）である者

二 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

三～七 （略）

2～14 （略）

(免許の取消し、停止等)

第103条 免許（仮免許を除く。以下第106条までにおいて同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第5号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

一 次に掲げる病気にかかっている者であることが判明したとき。

イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの

ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

一の二 認知症であることが判明したとき。

二 （略）

三 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者であることが判明したとき。

四～八 （略）

2～10 （略）

○道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

(免許の拒否又は保留の基準)

第33条 法第90条第1項第1号から第2号までのいずれかに該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第90条第1項第1号から第2号までのいずれかに該当する場合（次号の場合を除く。）には、運転免許（以下「免許」という。）を与えないものとする。

二 6月以内に法第90条第1項第1号から第2号までのいずれにも該当しないこととなる見込みがある場合には、免許を保留するものとする。

2 （略）

第33条の2の3 法第90条第1項第1号イの政令で定める精神病は、統合失調症（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれが

ある症状を呈しないものを除く。)とする。

2 法第90条第1項第1号口の政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

一 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）

二 再発性の失神（脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であつて、発作が再発するおそれがあるものをいう。）

三 無自覚性の低血糖症（人為的に血糖を調節することができるものを除く。）

3 法第90条第1項第1号ハの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

一 そううつ病（そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）

二 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

三 前2号に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気

（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）

第38条 免許を受けた者が法第103条第1項第1号又は第1号の2に該当することとなつた場合についての同項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第103条第1項第1号又は第1号の2に該当することとなつた場合（次号の場合を除く。）には、免許を取り消すものとする。

二 6月以内に法第103条第1項第1号イからハまでに掲げる病気にかかっている者又は同項第1号の2に規定する認知症である者に該当しないこととなる見込みがある場合には、免許の効力を停止するものとする。

2 （略）

3 免許を受けた者が法第103条第1項第3号に該当することとなつた場合についての同項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第103条第1項第3号に該当することとなつた場合（次号の場合を除く。）には、免許を取り消すものとする。

二 6月以内に法第103条第1項第3号の中毒者に該当しないこととなる見込みがある場合には、免許の効力を停止するものとする。

4～7 （略）

（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）

第38条の2 法第103条第1項第1号イの政令で定める精神病は、第33条の2の3第1項に規定するものとする。

2 法第103条第1項第1号口の政令で定める病気は、第33条の2の3第2項各号に掲げるものとする。

3 法第103条第1項第1号ハの政令で定める病気は、第33条の2の3第3項各号に掲げるものとする。

4 （略）

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（認知症に関する調査研究の推進等）

第5条の2 国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。）に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用に努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。